

法改正トピックス

第2回/全8回

多様な法改正への対応は、社労士試験合格の重要なカギとなります。要点を押さえた解説の後は演習問題を解いて、法改正対策を進めていきましょう。

社会保険労務士
北村 庄吾

(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



社労士試験は毎年法改正が多岐にわたるため、独学でそれをフォローしていくのは困難です。この連載では、大小さまざまな改正の中から、試験対策上重要な法改正を中心に解説します。掲載順は科目講座の進行とは関係なく、すでに確定している重要改正から紹介していきます。

1 賃金のデジタル払いの新設

労働基準法
令和5年4月1日施行

★★

改正の概要

賃金の支払方法として、新たに、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動による賃金の支払（いわゆるデジタル払い）が追加されました。

改正の内容

1 賃金の支払方法

賃金の支払方法について、改正が行われた規定は次のとおりです。

<条文（賃金の支払方法）労基則7条の2>

新（_____）の部分を追加

1 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、3号に掲げる方法による場合には、当該労働者が1号又は2号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、3号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

1号 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み